

改 正 前	改 正 後
<p>(共通教育推進課) <u>第6条</u> 共通教育推進課においては、<u>高等教育研究開発推進機構及び高等教育研究開発推進センターに関する事務</u>をつかさどる。</p> <p style="text-align: center;"><u>第3節 研究推進部</u> (研究推進課) <u>第7条</u> 研究推進課においては、次の事務をつかさどる。 (1) 研究推進事務に関し、総括し、及び連絡調整すること。 (2) 研修員、内地研究員等に関すること(国際交流課の所掌に属するものを除く。) (3) <u>科学研究費補助金その他補助金の受入れ等に関すること(競争的資金サポートセンターの所掌に属するものを除く。)</u> (4) <u>21世紀COEプログラム、科学技術振興調整費その他各種公募プロジェクトに関すること(競争的資金サポートセンターの所掌に属するものを除く。)</u> (5) <u>寄附金の受入れに関すること。</u> (6) <u>核燃料物質等に関すること。</u> (7) <u>安全保障輸出管理に関すること。</u> (8) <u>その他研究推進に関する事務で産官学連携課及び競争的資金サポートセンターの所掌に属しない事務を処理すること。</u> (産官学連携課) <u>第8条</u> 産官学連携課においては、次の事務をつかさどる。 (1) 産官学連携事務に関し、総括し、及び連絡調整すること。 (2) 受託研究及び民間等との共同研究の受入れに関すること。 (3) 発明、特許権等の知的財産に関すること。 (4) 産官学連携本部に関すること。 (5) その他産官学連携に関する事務で他に属しないこと。 <u>第4節 国際部</u> (国際交流課) <u>第9条</u> 国際交流課においては、次の事務をつかさどる。</p>	<p>(共通教育推進課) <u>第25条</u> 共通教育推進課においては、<u>次の事務</u>をつかさどる。 (1) <u>高等教育研究開発推進機構に関すること。</u> (2) <u>高等教育研究開発推進センターに関すること。</u> <u>第8章 研究国際部</u> (研究推進課) <u>第27条</u> } (1) (同 左) (2) } (3) <u>科学研究費補助金、その他研究関連補助金に関すること。</u> (4) <u>各種研究プロジェクト、研究助成金等の公募に関すること。</u> (5) <u>競争的資金等の獲得に係る企画、立案等に関すること。</u> (6) <u>寄附金の受入れに関すること。</u> (7) (同 左) (8) <u>競争的資金等の適正使用に関すること。</u> (9) <u>女性研究者支援センターに関すること。</u> (10) <u>次世代研究者育成センターに関すること。</u> (11) <u>その他研究国際部の所掌事務で産官学連携課、国際交流課及び留学生課の所掌に属しない事務を処理すること。</u> (産官学連携課) <u>第28条</u> } (1) } (2) (同 左) (3) } (4) } (5) } (国際交流課) <u>第29条</u> (同 左)</p>

改 正 前	改 正 後
<p>(1) 国際交流に係る事務に関し、総括し、及び連絡調整すること。</p> <p>(2) 海外渡航に関すること。</p> <p>(3) 外国人研究者等の受入れに関すること。</p> <p>(4) 海外の大学等学術機関との交流に関すること（留学生課の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>(5) 政府間の科学技術協力事業<u>その他国際協力研究</u>に関すること。</p> <p>(6) <u>文部科学省、日本学術振興会等</u>の国際交流事業に関すること。</p> <p>(7) 海外の研究者、教育研究機関等に対する情報提供に関すること。</p> <p>(8) 国際交流推進機構に関すること（留学生課の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>(9) <u>その他国際交流に関する事務で留学生課及び国際交流サービスオフィスの所掌に属しない事務</u>を処理すること。</p> <p>（留学生課）</p>	<p>(1) } (同 左)</p> <p>(2) }</p> <p>(3) }</p> <p>(4) }</p> <p>(5) <u>政府間の科学技術協力事業その他国際協力事業</u>に関すること。</p> <p>(6) <u>文部科学省等</u>の国際交流事業に関すること。</p> <p>(7) }</p> <p>(8) }</p> <p>(9) <u>国際交流会館</u>に関すること。</p> <p>(10) <u>外国人研究者の在留資格認定証明書代理申請</u>に関すること。</p> <p>(11) <u>外国人研究者及び外国人留学生等</u>に対する情報提供に関すること。</p> <p>(12) <u>外国人留学生の宿舎及び各種補助</u>に関すること。</p> <p>(13) <u>その他国際交流に関する事務で留学生課の所掌に属しない事務</u>を処理すること。</p> <p>（留学生課）</p>
<p>第10条 留学生課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1) 留学生に係る事務に関し、総括し、及び連絡調整すること。</p> <p>(2) 外国人留学生の受入れに関すること。</p> <p>(3) 学生の海外留学に関すること。</p> <p>(4) <u>国際交流センター</u>に関すること。</p> <p>(5) その他留学生に関する事務で他に属しないこと。</p>	<p>第30条 } (同 左)</p> <p>(1) }</p> <p>(2) }</p> <p>(3) }</p> <p>(4) <u>国際交流推進機構国際交流センター</u>に関すること。</p> <p>(5) (同 左)</p>
<p>第4章 経営企画本部</p> <p>第1節 総務部</p> <p>（総務課）</p>	<p>第2章 総務部</p> <p>（総務課）</p>
<p>第11条 総務課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1) 本学の事務に関し、総括し、及び連絡調整すること。</p> <p>(2) 役員会、経営協議会、教育研究評議会<u>その他重要な会議</u>に関すること。</p> <p>(3) 儀式<u>その他重要な行事</u>に関すること。</p> <p>(4) 文書類の<u>接受、発送及び整理保存</u>に関すること。</p> <p>(5) 個人情報<u>の保護</u>に関すること。</p> <p>(6) 総長、理事及び監事の秘書事務に関すること。</p> <p>(7) <u>総長室業務</u>に関する事務的支援を行うこと。</p> <p>(8) 本学の制度及び組織に関すること。</p>	<p>第2条 } (同 左)</p> <p>(1) }</p> <p>(2) }</p> <p>(3) }</p> <p>(4) }</p> <p>(5) }</p> <p>(6) }</p> <p>(7) (同 左)</p>

改 正 前	改 正 後
<p>(9) <u>学則その他の規程等の制定及び改廃に関する</u>こと。</p> <p>(10) <u>訟務及びリスク管理に関する</u>こと。</p> <p>(11) <u>京都大学教育研究振興財団との連絡調整に</u>関すること。</p> <p>(12) <u>大学文書館に関する</u>こと。</p> <p>(13) <u>その他室、他の部及び課等並びにセンター</u>の所掌に属しない事務を処理すること。 (広報課)</p>	<p>(8) (同 左)</p> <p>(9) <u>訟務に関する</u>こと。</p> <p>(10) } (同 左)</p> <p>(11) }</p> <p>(12) <u>総長室に関する</u>こと。</p> <p>(13) <u>その他他の部、課、室及びセンターの所掌</u>に属しない事務を処理すること。 (広報課)</p>
<p><u>第12条</u> 広報課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1) <u>大学の広報戦略に係る企画立案及び連絡調整</u>に関すること。</p> <p>(2) <u>大学のホームページに関する</u>こと。</p> <p>(3) <u>広報刊行物の編集及び発行に関する</u>こと。</p> <p>(4) <u>本学の総合案内に関する</u>こと。</p> <p>(5) <u>大学記者室との連絡調整に関する</u>こと。</p> <p>(6) <u>情報公開に関する</u>こと。</p> <p>(7) <u>その他広報に関する</u>こと。 (職員課)</p>	<p><u>第4条</u> (同 左)</p> <p>(1) <u>大学の広報に係る企画立案及び連絡調整に</u>関すること。</p> <p>(2) }</p> <p>(3) } (同 左)</p> <p>(4) }</p> <p>(5) }</p> <p>(6) }</p> <p>(7) } (職員課)</p>
<p><u>第13条</u> 職員課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1) <u>就業規則に関する</u>こと。</p> <p>(2) <u>懲戒、服務等に関する</u>こと。</p> <p>(3) <u>ハラスメントの防止に関する</u>こと。</p> <p>(4) <u>栄典及び表彰に関する</u>こと。</p> <p>(5) <u>労働組合に関する</u>こと。</p>	<p><u>第8条</u> }</p> <p>(1) }</p> <p>(2) } (同 左)</p> <p>(3) }</p> <p>(4) }</p> <p>(5) }</p> <p>(6) <u>社会保険及び雇用保険に関する</u>こと。</p> <p>(7) <u>共済組合に関する</u>こと。</p> <p>(8) <u>職員のレクリエーションに関する</u>こと。</p> <p>(9) <u>勤労者財産形成貯蓄及び団体生命保険に</u>関すること。</p>
<p>(6) <u>その他人事に関する事務で人事企画課及び人</u>事・共済事務センターの所掌に属しない事務を処理すること。 (人事企画課)</p>	<p>(人事課)</p>
<p><u>第14条</u> <u>人事企画課</u>においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1) <u>人事制度に関する</u>こと。</p> <p>(2) <u>人事評価に関する</u>こと。</p> <p>(3) <u>研修等に関する</u>こと。</p> <p>(4) <u>事務職員の人事計画に関する</u>こと。</p> <p>(5) <u>定員管理に関する</u>こと。</p>	<p><u>第7条</u> <u>人事課</u>においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1) }</p> <p>(2) } (同 左)</p> <p>(3) }</p> <p>(4) }</p> <p>(5) }</p>
	<p>(6) <u>職員の任免等に関する</u>こと。</p> <p>(7) <u>職員の給与の決定、支給等に関する</u>こと。</p> <p>(8) <u>退職手当に関する</u>こと。</p> <p>(9) <u>源泉徴収税に係る法定調書及び各種届出に</u>関すること。</p> <p>(10) <u>住民税に関する</u>こと。</p>

改 正 前	改 正 後
<p>(事務改革推進室)</p> <p><u>第15条</u> 事務改革推進室においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1) 事務合理化、効率化に係る企画立案及び連絡調整に関すること。</p> <p>(2) 事務組織の改革及び事務職員の再配置に係る企画立案及び連絡調整に関すること。</p> <p><u>第2節 企画部</u></p> <p>(企画課)</p> <p><u>第16条</u> 企画課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1) 教育研究組織の設置及び改廃その他将来構想に関し、総括し、及び連絡調整すること。</p> <p>(2) 教育研究組織等に係る調査及び分析に関すること。</p> <p>(3) 中期目標・中期計画及び年度計画に関すること。</p> <p>(4) 自己点検・評価に関すること。</p> <p>(5) 国立大学法人評価委員会、認証評価機関等による第三者評価に関すること。</p> <p>(6) 大学評価支援室に関すること。</p> <p>(7) 大学評価に係る調査及び分析に関すること。</p>	<p>(11) <u>その他人事に関する事務で職員課の所掌に属しない事務を処理すること。</u></p> <p>(事務改革推進室)</p> <p><u>第5条</u></p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) (同左)</p> <p>(リスク管理課)</p> <p><u>第6条</u> リスク管理課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1) <u>本学における各種リスクの分析、管理に関すること。</u></p> <p>(2) <u>本学の危機管理に関する規則、行動計画等の策定に関すること。</u></p> <p>(3) <u>防火・防災に関すること。</u></p> <p>(4) <u>盗難防止対策等の策定に関すること。</u></p> <p>(企画課)</p> <p><u>第3条</u></p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) (同左)</p> <p>(3) (同左)</p> <p>(4) (同左)</p> <p>(5) (同左)</p> <p>(6) (同左)</p> <p>(7) (同左)</p> <p>(8) <u>大学マネジメントに係る情報収集、分析及び戦略的な情報提供に関すること。</u></p> <p><u>第3章 渉外部</u></p> <p>(渉外企画課)</p> <p><u>第9条</u> 渉外企画課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1) <u>渉外企画に関すること。</u></p> <p>(2) <u>京都大学基金に関すること。</u></p> <p>(3) <u>本学の卒業生との連携強化及び同窓会組織の支援に関すること。</u></p> <p>(4) <u>その他渉外に関する事務で社会連携推進課の所掌に属しない事務を処理すること。</u></p>

改 正 前	改 正 後
<p>(社会連携推進課)</p> <p>第17条 社会連携推進課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1) 公開講座等に関する事。 <u>(2) 百周年時計台記念館に関する事。</u> <u>(3) 本学の卒業生との連携強化及び同窓会組織の支援に関する事。</u> <u>(4) 京都大学基金に関する事。</u> <u>(5) 総合博物館に関する事。</u> <u>(6) その他社会との連携に関し、連絡調整すること。</u></p> <p style="text-align: center;">第3節 財務部 (財務課)</p> <p>第18条 財務課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1) 会計事務に関し、総括し、及び連絡調整すること。 (2) 概算要求に関する事。 (3) 予算に関する事。 (4) 資金運用に関する事。 <u>(5) その他会計に関する事務で監理課、出納事務センター、契約・資産事務センター及び共用施設アセットマネジメントセンターの所掌に属しない事務を処理すること。</u></p> <p>(監理課)</p> <p>第19条 監理課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1) 財務関係規程に関する事。 (2) 部局における財務管理の状況把握に関する事。 (3) 決算に関する事。 (4) 財務諸表等の作成に関する事。</p>	<p>(社会連携推進課)</p> <p>第10条</p> <p>(1) } (同 左)</p> <p>(2) (3)</p> <p style="text-align: center;">第4章 財務部 (財務課)</p> <p>第11条</p> <p>(1) } (同 左)</p> <p>(2) (3) (4)</p> <p>(5) その他会計に関する事務で監理課、<u>経理課及び資産課</u>の所掌に属しない事務を処理すること。</p> <p>(監理課)</p> <p>第12条</p> <p>(1) } (同 左)</p> <p>(2) (3) (4)</p> <p style="text-align: center;">(経理課)</p> <p>第13条 経理課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p><u>(1) 資金の管理に関する事。</u> <u>(2) 債権管理に関する事。</u> <u>(3) 特定調達契約及び一括契約に関する事。</u> <u>(4) 旅費及び謝金の支給に関する事。</u> <u>(5) 事務本部における予算及び経理の事務に関する事。</u></p> <p>(資産課)</p> <p>第14条 資産課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p><u>(1) 固定資産の取得、処分及び活用に関する事。</u> <u>(2) 宿舎等に関する事。</u></p>

改 正 前	改 正 後
<p style="text-align: center;"><u>第 4 節 施設環境部</u></p> <p style="text-align: center;">(施設企画課)</p> <p><u>第 2 0 条 施設企画課</u>においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1) 施設整備等に係る事務に関し、総括し、及び連絡調整すること。</p> <p>(2) 施設整備等に係る予算の経理に関すること。</p> <p>(3) 工事等の入札及び契約に関すること。</p> <p>(4) 施設設備等に係る<u>中長期計画の企画・立案</u>に関すること。</p> <p>(5) その他施設整備等に関する事務で<u>施設整備課 施設活用課及び施設サポートセンターの所掌に属しない事務</u>を処理すること。</p> <p style="text-align: center;">(施設整備課)</p> <p><u>第 2 1 条 施設整備課</u>においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1) <u>施設整備工事の実施</u>に関すること。</p> <p>(2) その他施設整備に係る技術的専門事項に関すること。</p> <p style="text-align: center;">(施設活用課)</p> <p><u>第 2 2 条 施設活用課</u>においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1) 施設の維持保全、有効活用及び点検・評価に関すること。</p> <p>(2) 電気、ガス、水等のエネルギーの<u>需要管理</u>に関すること。</p> <p>(3) その他施設活用に係る技術的専門事項に関すること(施設サポートセンターの所掌に属するものを除く。)</p> <p style="text-align: center;"><u>第 5 節 環境安全衛生部</u></p> <p style="text-align: center;">(環境安全衛生課)</p> <p><u>第 2 3 条 環境安全衛生課</u>においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1) 環境安全衛生に係る事務に関し、総括し、及び連絡調整すること。</p> <p>(2) <u>環境安全衛生</u>に係る予算の経理に関すること。</p>	<p style="text-align: center;"><u>第 5 章 施設部</u></p> <p style="text-align: center;">(企画課)</p> <p><u>第 1 5 条 企画課</u>においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1) (同 左)</p> <p>(2) 施設設備等に係る<u>企画、立案及び予算の経理</u>に関すること。</p> <p>(3) (同 左)</p> <p>(4) 施設設備等に係る<u>中長期整備計画</u>に関すること。</p> <p>(5) <u>施設の実態調査及びスペースの有効活用</u>に関すること。</p> <p>(6) その他施設整備等に関する事務で<u>環境安全保健課、整備課及び管理課の所掌に属しない事務</u>を処理すること。</p> <p style="text-align: center;">(整備課)</p> <p><u>第 1 7 条 整備課</u>においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1) <u>施設整備の実施</u>に関すること。</p> <p>(2) <u>部局の施設整備に係る指導及び助言</u>に関すること。</p> <p>(3) (同 左)</p> <p style="text-align: center;">(管理課)</p> <p><u>第 1 8 条 管理課</u>においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1) 施設の維持保全に関すること。</p> <p>(2) <u>電気設備の安全及び保安</u>に関すること。</p> <p>(3) <u>電気、ガス及び水のエネルギー管理</u>に関すること。</p> <p>(4) <u>吉田団地における基幹設備の運転管理</u>に関すること。</p> <p>(5) <u>部局の維持管理に係る指導及び助言</u>に関すること。</p> <p>(6) <u>共用施設の管理</u>に関すること。</p> <p>(7) <u>本部構内の環境美化</u>に関すること。</p> <p>(6) <u>その他施設管理</u>に係る技術的専門事項に関すること。</p> <p style="text-align: center;">(環境安全保健課)</p> <p><u>第 1 6 条 環境安全保健課</u>においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1) 環境安全保健に係る事務に関し、総括し、及び連絡調整すること。</p> <p>(2) <u>環境安全保健</u>に係る予算の経理に関すること。</p>

改 正 前	改 正 後
<p>(3) <u>学生及び教職員の健康管理、保健統計に関すること。</u></p> <p>(4) <u>環境安全保健機構の業務に関し、実施すること。</u></p> <p>(5) <u>環境保全センターに関すること。</u></p> <p>(6) <u>保健管理センターに関すること。</u></p> <p style="text-align: center;">第6節 情報環境部 (情報企画課)</p> <p>第24条 情報企画課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1) 電子事務局に関すること。</p> <p>(2) 事務用電子計算機システムの運用及び維持管理に関すること。</p> <p>(3) 業務システムの企画、開発及び維持管理に関すること。</p> <p>(4) 国立学校汎用システムの維持管理及び連絡調整に関すること。</p> <p>(5) 本部の事務組織等情報セキュリティに関すること。</p> <p>(6) 情報環境機構に関すること(情報基盤課の所掌に属するものを除く。)</p> <p>(7) 学術情報メディアセンターに関すること。</p> <p>(8) その他電子事務局等に関する事務で情報基盤課及び情報システム管理センターの所掌に属しない事務を処理すること。</p> <p style="text-align: center;">(情報基盤課)</p> <p>第25条 情報基盤課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1) 全国共同利用及び学内共同利用に関すること。</p> <p>(2) 学術情報ネットワークシステム及び遠隔講義システムの運用及び維持管理等に関すること。</p> <p>(3) <u>教育用コンピュータ及び語学システムの運用及び維持管理に関すること。</u></p> <p>(4) <u>コンピューティングシステム及び学術情報データベースの運用及び維持管理等に関すること。</u></p> <p>(5) <u>全学電子認証システムの運用及び維持管理に関すること。</u></p> <p>(6) <u>全学情報セキュリティに関すること。</u></p> <p>(7) <u>その他全学情報基盤の整備、維持管理等に関すること。</u></p>	<p>(3) <u>環境安全保健機構に関すること。</u></p> <p>(4) <u>環境安全保健のマネジメントに関すること。</u></p> <p style="text-align: center;">第6章 情報部 (情報推進課)</p> <p>第19条 情報推進課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(3)</p> <p>(4)</p> <p>(5)</p> <p>(6)</p> <p>(7)</p> <p>(8) その他情報環境に関する事務で情報基盤課の所掌に属しない事務を処理すること。</p> <p style="text-align: center;">(情報基盤課)</p> <p>第20条</p> <p>(1) (同 左)</p> <p>(2) <u>学術情報ネットワークシステム(KUINS)、遠隔講義支援システム、教育用コンピュータシステム、語学教育システム、スーパーコンピュータシステム、汎用コンピュータシステム及び全学認証基盤システムの運用及び維持管理に関すること。</u></p> <p>(3) <u>全学の情報セキュリティに関すること。</u></p> <p>(4) <u>全学のソフトウェアライセンス管理等相关すること。</u></p> <p>(5) <u>その他全学情報基盤の整備、維持管理等に関すること。</u></p>

改 正 前	改 正 後
<p style="text-align: center;"><u>第5章 センター</u> <u>(学生センター)</u></p> <p><u>第26条 学生センター</u>においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1) 学生の奨学金に関すること。 (2) 学生の入学料及び授業料の免除及び徴収猶予に関すること。 (3) 学生のアルバイト及び下宿のあっ旋に関すること。 (4) 学生の寄宿舍に関すること。 (5) 学生の厚生事業に関すること。 (6) 学生の課外活動に関すること。 (7) その他学生の厚生福祉に関すること。 <u>(キャリアサポートセンター)</u></p> <p><u>第27条 キャリアサポートセンター</u>においては、学生の進路に関する事務をつかさどる。 <u>(競争的資金サポートセンター)</u></p> <p><u>第28条 競争的資金サポートセンター</u>においては、<u>科学研究費補助金、21世紀COEプログラム、科学技術振興調整費等の応募、交付申請書、報告書等に関する事務をつかさどる。</u> <u>(国際交流サービスオフィス)</u></p> <p><u>第29条 国際交流サービスオフィス</u>においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1) <u>国際交流会館</u>に関すること。 (2) <u>外国人研究者の在留資格認定証明書代理申請</u>に関すること。 (3) <u>外国人研究者及び留学生等に対する情報提供</u>に関すること。 (4) <u>留学生の宿舍及び各種補助</u>に関すること。 <u>(人事・共済事務センター)</u></p> <p><u>第30条 人事・共済事務センター</u>においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1) <u>職員の任免等</u>に関すること。 (2) <u>職員の給与の決定、支給等</u>に関すること。 (3) <u>退職手当</u>に関すること。 (4) <u>源泉徴収税に係る法定調書及び各種届出</u>に関すること。 (5) <u>社会保険・雇用保険</u>に関すること。 (6) <u>住民税</u>に関すること。 (7) <u>共済組合</u>に関すること。 (8) <u>職員のレクリエーション</u>に関すること。 (9) <u>勤労者財産形成貯蓄及び団体生命保険</u>に関すること。 <u>(出納事務センター)</u></p> <p><u>第31条 出納事務センター</u>においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1) <u>資金の管理</u>に関すること。 (2) <u>債権管理</u>に関すること。</p>	<p style="text-align: center;"><u>(奨学厚生課)</u></p> <p><u>第22条 奨学厚生課</u>においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1) } (2) } (3) } (同 左) (4) } (5) } (6) 学生の<u>補導</u>に関すること。 (7) (同 左) <u>(キャリアサポートセンター)</u></p> <p><u>第23条</u> (同 左)</p>

改 正 前	改 正 後
<p><u>(契約・資産事務センター)</u> <u>第 3 2 条 契約・資産事務センターにおいては、次の事務をつかさどる。</u> <u>(1) 特定調達契約及び一括契約に関すること。</u> <u>(2) 旅費及び謝金の支給に関すること。</u> <u>(3) 固定資産の管理及び活用に関すること。</u> <u>(4) 宿舍等に関すること。</u> <u>(5) 学内警備及び防火に関すること。</u> <u>(6) 本部における予算及び経理の事務に関すること。</u></p> <p><u>(共用施設アセットマネジメントセンター)</u> <u>第 3 2 条の 2 共用施設アセットマネジメントセンターにおいては、次の事務をつかさどる。</u> <u>(1) 総合研究棟 (財務担当の理事が別に定めるものに限る。) 並びにローム記念館、船井哲良記念講堂、船井交流センター、宇治おうばくプラザ、楽友会館及び清風会館その他財務担当の理事が別に定める共用施設の管理に関すること。</u> <u>(2) ローム記念館、船井哲良記念講堂、船井交流センター、宇治おうばくプラザ、楽友会館及び清風会館の運営に関すること。</u></p> <p><u>(施設サポートセンター)</u> <u>第 3 3 条 施設サポートセンターにおいては、次の事務をつかさどる。</u> <u>(1) 吉田地区の基幹インフラ設備の維持・保全に関すること。</u> <u>(2) 吉田地区 (医学部附属病院を除く。) の二次変電所の定期巡視に関すること。</u> <u>(3) エネルギーの巡視点検及び吉田地区の検針業務に関すること。</u> <u>(4) 吉田地区 (施設系技術職員を有しない部局) の施設の維持管理の支援に関すること。</u></p> <p><u>(情報システム管理センター)</u> <u>第 3 4 条 情報システム管理センターにおいては、ソフトウェアライセンス管理に関する事務をつかさどる。</u></p> <p>第 6 章 その他 <u>第 3 5 条 第 2 条から前条までに定める室、部課及びセンターにおける事務の分掌は、当該室長、部長又はセンター長が定める。</u></p>	<p>第 1 0 章 その他 <u>第 3 2 条 第 2 条から前条までに定める室、部課及びセンターにおける事務の分掌は、当該室長、部長又はセンター長が定める。</u></p> <p>附 則 この規程は、平成 2 3 年 5 月 3 1 日から施行し、平成 2 3 年 4 月 1 日から適用する。</p>